

東部環境工場電話交換機設備賃貸借（長期継続契約）

仕様書

1 概要

熊本市東部環境工場における既設電話交換機設備の賃貸借契約期間満了に伴い、新たに電話交換機及び電話機を賃借するもの。また、当該機器の搬入、設置、調整等を委託するもの。

2 設置場所

熊本市東区戸島町 2570 番地 東部環境工場

3 履行期間及び賃貸借期間

(1) 履行期間: 契約日から令和 11 年(2029 年)11 月 30 日まで

(2) 賃貸借期間: 令和 6 年(2024 年)12 月 1 日から令和 11 年(2029 年)11 月 30 日まで

※1 年間に 2 回の保守点検を含む

4 機器の入替

既設機器との入替は以下の期間内に行うこととする。

機器入替期間: 令和 6 年(2024 年)11 月 1 日から令和 6 年(2024 年)11 月 30 日まで

また、入替作業に関しては市担当者と十分協議を行い、業務に支障の無いよう
に行うこと。

5 賃貸借機器

賃貸借する機器については、次に記載する要求基準を満たすものであること。

機器の構成に関しては、別紙「東部環境工場 電話交換機設備仕様」を参照すること。

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| (1) 電話交換機本体装置 (IP 対応型かつ床面固定設置型) | 1 式 |
| ・アナログ式局線ユニット | (実装 4 回線以上) |
| ・光電話用局線ユニット | (実装 8 回線以上) |
| ・デジタル多機能内線ユニット | (実装 24 回線以上) |
| ・一般アナログ内線ユニット | (実装 88 回線以上) |
| ・ページングユニット | (実装 2 回線以上) |
| ・PB 信号受信機 | |
| ・内臓バッテリー | (停電保証 3 分以上) |
| (2) 表示付多機能電話機 | 16 台 |
| ・24 鈕以上かつ表示付き | |
| (3) 一般電話機 | 1 台 |

・卓上かつコードレス子機付き

6 機器の搬入及び調整

機器の搬入及び調整については次のとおりとする。

(1) 機器の搬入

機器の搬入は市担当者の立会いのもと、市担当者が指定する場所に配置して配線作業等を行うこと。また、配線については既設の配線を流用すること。

(2) 機器の調整

- ① 機器が正常に機能するように各種設定及び調整を行うこと。
- ② FAX の配線において、MDF (PD) から電話交換機本体への配線の繋ぎ変えを行うこと。
- ③ 自動音声応答装置において、既設品が正常に動作するように調整を行うこと。

7 機器の保守点検

(1) 年に 2 回定期的に技術員を派遣して、電話設備の点検・調整を行うこと。

点検の対象については、第 5 項に示す取替機器すべてを満たすものとする。

(2) (1) の作業に必要な消耗品及び材料は受注者の負担とする。

(3) 点検の日時は、事前に市担当者と協議の上決定すること。

(4) 保守点検終了後、速やかに点検結果が分かる報告書を提出すること。

(5) 点検項目の他、メーカー推奨の点検も考慮し、安全に利用するために必要な保守点検を行うこと。点検内容については、「表 1 電話交換機保守点検項目」を参考にすること。

(6) 緊急の故障が生じた場合は、市担当者から受注者に平日午前 9 時から午後 5 時の間に連絡を行う。技術員の派遣に関しては、市担当者と協議し決定すること。

また、故障復旧に費用が伴う状況が発生した場合は、事前に見積書を提出すること。ただし緊急を要する場合にはこの限りではない。

8 動産総合保険

第 5 項に示す取替機器は全て動産総合保険に加入し、保険料は受注者の負担とする。

9 検査

(1) 検査は機器の設置や調整、動作確認及び点検後に市担当者立会いのもと行うこととする。

(2) 検査の際には、以下の情報を含む業務完了報告書を提出すること。

- ① 納入機器明細書(仕様も明記すること)
- ② 納入物の判る書類(外観・メーカー・型式等)
- ③ その他、必要と指示された書類

(3) 点検完了時には、市担当者の検査を受け、速やかに報告書を提出すること。

10 支払い

(1) 支払方法は、60 ヶ月の月払いとする。

- (2) 受注者は支払い対象月の翌月初めに発注者へ請求書を提出し、発注者は請求書受領後 30 日以内に請求金額を支払うものとする。なお、初回支払いは令和 6 年(2024 年)12 月分とし、以後の支払いについても同様とする。

1 1 秘密の保持

受注者は、本賃貸借の履行を通じて知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

1 2 賃貸借期間満了時の措置

本賃貸借期間満了時には、市担当者と協議のうえ機器を全て撤去すること。また、機器の処分を行う際は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関係法令を遵守すること。

1 3 その他

- (1) 機器の搬入、設置及び撤去等に要する費用は、全て受注者の負担とする。
- (2) 機器には導入年月、受注者名、機器が特定できる情報等を記したシールを貼ること。
- (3) 本仕様書に規定されていない事項または解釈に疑義を生じた場合は市担当者と受注者の協議のうえ定めるものとする。

表 1 電話交換機保守点検項目

点検項目	点検内容		点検周期
交換機設備	交換機 (主装置)	パッケージ等の状態確認	年に 2 回
		コネクタの接続確認	
		警報装置の状態確認	
		トランク試験	
		外観点検	
		機器清掃	
	電源装置	入出力電圧の確認	
		蓄電池電圧の確認	
		端子の状態確認	
		外観点検	
機器清掃			
電話機	発着信試験		
	通話試験		
音声応答装置	動作試験		
その他設備	本配線盤・端子盤の点検及び清掃		
	配線路点検		
	管理データの作成		適宣
	点検スケジュールの報告及び確認		
	消耗部品の交換時期の判定及び交換		
	簡単なデータ変更		